

[研究ノート]

シンガポールの教員養成における規律指導論

— NIE（国立教育学院）のテキストを資料として —

大久保 正 廣*

はじめに

教育において世界からの注目を集めている国のひとつにシンガポールがある。教育改革の行方に関して辛口の警鐘を鳴らしている研究者においてさえ、「日本以上に能力主義的」でありながらも、「すべての子どもに最善の教育を提供し、すべての子どもを伸ばしていこう」とし、また「教師の資質・力量の形成・向上を重視し教師を大切にしている」点で、シンガポールの教育はフィンランドとともに学ぶべき意義があるとしている¹⁾。今日、わが国では様々な問題点を孕みつつ教員養成や免許に関する大きな改革論議が進行しているが、「小国ゆえの人的資源の絶対的な不足という宿命的な課題」を抱えつつも、公用語が英語という言語環境の中、英米は勿論のこと世界の教育制度、教育内容・方法、研究成果等を積極的に取り入れ、これからも世界でもトップレベルの学力を維持し続けることを目指す²⁾、シンガポールの教員養成に学ぶ点は少なくないであろう。

教員養成や免許に関する改革の中でも、教職大学院制度の創設や教員免許更新制といった新たな制度の導入には多くの課題があり慎重な配慮が望まれる。改革の論議の中でも何よりも現制度の基盤の上にたち現実的な改善・充実が望

* 福岡大学人文学部特任准教授

まれるのは教職課程の質的水準の向上であると思われるが、「教職実践演習(仮称)」の新設と必修に関しても「総合演習」との整合性の問題も指摘されている³⁾。今後はさらに現状を踏まえた慎重な検討が必要である。

また、「大学での教員養成」と「開放制」という観点からの教員養成での「中核的な問題」としては、今後「教職指導」と「教育実習」の在り方の改善・充実が大きな課題となる⁴⁾。ここでは「教職指導」の改善・充実に関わって、これからの生徒指導を中心とする養成の在り方を探るため、特に学級経営を中心に規律指導に関わるシンガポールの教員養成課程の内容と方法に焦点を当ててみたい。規律指導は今日の日本における大きな教育課題であるが、そうした事柄がほとんど問題とならないシンガポールではどのような内容と方法が取り入れられているのか興味深い視点である。教員養成に関しては、先行研究では前掲池田光裕「シンガポールの教員養成」に詳しく、ここでも養成制度の概略について参考になっているが、規律指導そのものの研究はこれまで明らかにされてはいない。学級を単位として学級担任を中心に生活面でも指導・支援する学級経営は日本と共通するアジア的な実践的領域であり、その点でもこうした視点からの研究は、今後欧米以上に参考となるものがあると思われる。

戦後日本の教員養成においては、戦前の師範学校を中心とする教員養成を改め「大学における教員養成」と「免許状授与の開放制」という二大原則をとっており、その点で「目的養成」の色彩が強いシンガポールの養成内容や方法と異なる。ちなみに、2000年以降に出版された日本の大学における生徒指導関係の教員養成テキストを規律指導に焦点づけて概観すると、生徒指導は生徒理解を中心であるとして規律指導は省略されがちであり、たとえあったとしても指導体制の確立や保護者との連携といった規律への一般的な対応を半ば形式的に箇条書きにまとめた程度の内容でしかない。確かに、規律指導を対症療法的な指導として捉えてみるとこの程度の内容でよいという考え方もいくらかそれなりの理由があり、これから規律指導に関して生徒指導に関する教職科目の中

でいかなる位置付けをするのかということは今後の課題ではある。

ともあれ、少なくとも規律指導の内容や方法そのものの具体的な検討に関しては、今日のいわゆる学校問題の大きさを考えたとき何より軽視できないものがある。共通認識の上に立つ規律指導論が成立しがたい状況に置かれていたこれまでの規律指導の流れを考えたとき、今日における新たな規律指導論の構築が大きな課題である⁵⁾。ここでは、シンガポールの教員養成制度の概略に触れたうえで、養成機関で使用されている規律指導のテキストを資料としてその論を検討し、新たな規律指導論への手がかりとしてさらに今後の養成論へとつなげたい。ちなみに、ここでいう「規律指導」とは、学校における児童・生徒の生活にとって相互に必要な社会的な規範の内面化や維持に関する極めて実践的な指導であり、単なる対症療法的なものとは考えていない。本稿ではシンガポールの教員養成で使用されているテキストをもとにその内容と方法に焦点を当てている。

1、シンガポールの教員養成課程

大学の学位レベルで教員養成・研修を扱う「国立教育学院」(National Institute of Education : NIE) による教員養成においては、学生は訓練生身分であり一般教職員 (General Education Officer : GEO) として雇用された形となっている。この GEO は二つに区分され、GEO 1 は NIE や大学の学士号取得者、GEO 2 は GCE-A レベルや O レベルのみの取得者となっており、前者の給料は後者より高く月 2000~2800S ドル、後者では 1400~1800S ドルとなっている⁶⁾。

養成の課程は、大きく分けて 3 つある⁷⁾。主に 2 年間で教員養成する Diploma Programmes には、小学校一般教科、小学校母国語 (中国語、マレー語)、小学校体育、中学校音楽、美術などがあり、家庭 (1 年間) や学校や施設での特別教育 (1 年間) もある。4 年間の専門的な教員養成を目指す

Degree Programmes では、小学校一般教科（人文、自然科学）、小学校母国語（中国語、マレー語）、小学校体育・スポーツ科学、中学校一般教科（人文、自然科学）、中学校母国語（中国語、マレー語）、中学校体育・スポーツ科学などがある。また、シンガポール大学、ナンヤン工科大学といった大学卒業者のための1年間（ただし、中学の体育は2年）の Postgraduate Diploma in Education があるが、これは小中学校の教師や中学体育の教師養成の課程である。

4年間の専門的教員養成である Degree Programmes のカリキュラム構成⁸⁾をみると、a、「教育研究」(Education Studies) b、「カリキュラム研究」(Curriculum Studies) c、「教科知識」(Subject Knowledge) d、「本質コース」(Essential Course) e、「教育実習」(Practicum) f、「教育的及び学問的言語技術」(Language Enhancement and Academic Discourse Skills) g、「奉仕に関するグループ学習」(Group Endeavours in Service Learning) h、「学術教科」(Academic Subject) となっている。ちなみに「本質コース」とは多文化研究つまり文化の違いを認め合い尊重するコースであるが、このなかで特に日本における「教職に関する科目」の生徒指導に関連する科目に特に重なると思われるのは「教育研究」である。

NIE における4年間の専門的教員養成である Degree Programmes の「教育研究」は、「小学校と中学校における効果的な教授と思慮深い実践に必要となる教育の主要な概念と原理」を学ぶものとなっており、その内容は、児童・生徒の発達、学びや思考の過程、学校の果たす社会的意義、教え学ぶことに関する心理学の適用、教育工学の活用といったものがある。これらは3年次までに編成されており、「規律指導」に関わる具体的な科目としては3年次配当の「教育心理学Ⅱ」の中に、「学び、教え、学級を経営することについての個々の違いの理解」として学級経営に関連するものがある。

2、テキストにおける規律指導論

ここでは学級経営に関する養成資料の中から『学級経営』（Classroom Management）⁹⁾を資料としてその規律指導論を検討したい。本資料は、シンガポールにおける教員養成関連のテキストとしては勿論、初任者研修や現職研修にも広く用いられている。

このテキストは、Ⅰ、学習環境（Learning Environments）Ⅱ、有能な教師の特質（Characteristics of Effective Teachers）Ⅲ、教育指導の組織と運営（Organising and Managing Instruction）Ⅳ、学級の問題への対処（Coping with Classroom Challenges）の4部から構成され、特に規律指導は第4部で扱われており、さらに第4部は第8章から12章の5章から成っている。その概略を示せば、第8章は様々な規律指導のモデルとその利用、第9章は学級や学校における今日の規律指導に関する問題への対処、第10章は基本的なカウンセリングの技術、第11章は小学校でADHDその他の問題を持つ児童の理解と支援、第12章は教職へつく直前の道案内といった内容になっている。ここでは特に規律指導に関する問題への対処を示している第9章を対象にその内容に迫り、その規律指導論を検討したい。

第9章は「学校と学級における規律指導の在り方」（Managing Discipline in School and Classroom）とあり、学級や学校における今日の規律指導に関する問題への対処や、どのようにして学校は実現可能な学校としての規律体制を見出し構築するか、また学級担任としてどのようにしたらよいのかといった極めて具体的、実践的な問題について言及している。以下では論の展開に沿ってその要点・要約と翻訳を示し、解説と検討を加えたい。

*以下□枠内には要点・要約と翻訳を入れ、特に翻訳には引用頁を示した。

1) 序

学校に基づいた規律のシステムなしに学問的卓越は成し遂げられようか。

今日の規律に関する言葉と問題の重要性についてこの章は紹介し、効果的な規律のシステムを作ることでどのようにして教師としての仕事を果たすことができるか理解し、それぞれの学校がシステムを持っていることを学ぶことが本章での目標である。

2) 規律 (Discipline) と規律問題 (Disciplinary Problems) の定義

このように規律は生徒が親や友人達とうまくやっていくのを学ぶことを助け、好ましいやり方で行動することを教え、そして失敗から学んだり決定した結果責任を経験するという自由を許すものである。本質的には、効果的な規律というものは助けることであり、教えることであり、学ぶことである。あなたのクラスでもたらず規律とは、生徒の行動を指導するだけでなくさらには信頼関係を作ることと人間形成の用意周到な方法を通して、積極的に支援的な学校の雰囲気を作りあげる事を含むものである。

規律の目的は、自分自身で考え、他人を大切にし、満足のできる有用な人生を送る人に成長するように、責任感があり自信に満ちた個人に生徒になる事を助ける事にある。 (195 頁)

クラスでの規律問題となる行動は、クラスでの学ぼうとする雰囲気が妨害された時、例えば継続的なおしゃべりであり、周囲に混乱や迷惑をもたらす。

学校における問題となる行動は、学校の規則や規範を破ることであり、他の生徒が違反者に影響され同調するため学校の混乱を引き起こす。例としては、校則で禁じられた男子の頭髪や女子の装身具等である。

ここでは、学校における規律の意義とその目的を明確に述べている。「規律の目的は、自分自身で考え、他人を大切に、満足のできる有用な人生を送る人に成長するように、責任感があり自信に満ちた個人に生徒となる事を助ける事にある」とした学校規律への考え方は、これまでの対症療法的に捉えがちだったわが国とは視線が異なり、今後の規律指導の在り方を模索する上で注目すべきであろう。また、「規律問題」については、「学校の規則や規範」を破り、周囲に混乱や迷惑、妨害を及ぼすものとして定義され大きく取り上げられている点にも注意したい。

3) 学級での問題行動

問題行動の種類は、学級の崩壊、怠け、本を持ってこないこと、課題をしないこと、悪い言葉を使ったり暴言をはくこと等がある。

崩壊の原因は怠けであったり、教えられる授業の教科が分からないためであり、教師が直面しがちな例として挙げられているのは、言葉を書いた紙を授業中にこっそり回したり、その際に小声で話したり、くすくす笑ったりすることである。

小学校では学校に本を持ってこないことや家庭学習をきちんと期限までにしてこないことがある。中等学校の段階ではもっと言葉の問題が大きく先生と言いつことを楽しんでいる傾向もある。毎日、クラスのきまりや日課を大切にしながら経営しなければならない。例えば、おしゃべりに時間を費やす生徒に対しては、教師としてはっきりと生徒に全ての課題が授業時間中に提出する必要がある、そうでないと評価しないことを告げる必要がある。

悪い言葉を使うことや級友をののしったりすることは、格好いいことと思われがちであり、親しい女生徒の前で男らしさを見せようとする男子生徒の先生への反抗もあり、こうした問題が青年期の若者の難しい側面であ

り、成長過程での生理的また情緒的变化に対応すべきである。

4) 学校での問題行動

学校レベルでの問題行動は、クラスの先生のみならず規律指導主任 (Discipline Master or Mistress)、校長、外部機関として警察などと連携する必要がある。例えば、時間厳守、麻薬、器物破壊、窃盗、性犯罪や性的暴行等はその対象である。行動に障害がある生徒は少数であり、大部分の生徒は時々不適切な行動をとるが、その原因は家庭にあるか青年期の自己肯定感の低さにある。

麻薬や喫煙、校内暴力は校内の職員だけでなく外部組織とも連携する。様々なクラスの多数の生徒が仲間となり、他の生徒が加わりやがてグループはより大きく大胆になる。そうした場合は、警察や福祉組織といった外部機関の支援が必要である。

暴力団に絡む場合は、窃盗とか集団乱闘など副次的なものも危険なものとして報告する必要がある。これらは学校外部で起きるものであり扱うのに困難である。

小学校でよく問題となる時間厳守は、両親が遅く子どもを学校にやるため子どもに落ち度はないことがある。しかしその場合でも、教師の責任としては問題の主たる原因を両親と会話して見出そうとすることが大切である。

「学級の崩壊、怠け、本を持ってこないこと、課題をしないこと、悪い言葉を使ったり暴言をはくこと」など、ここではまず学級での規律問題があげられている。教師は「毎日、クラスのきまりや日課を大切にしながら経営しなければならぬ」ために、時には毅然と「教師としてはっきりと生徒に全ての課題が授業時間中に提出する必要」があることを示す必要があるという極めて実践的な指摘である。「親しい女生徒の前で男らしさを見せようとする男子生徒の先生への反抗」といった、思春期の生徒によくありがちな心理的問題を扱って

いる点も極めて具体的、実践的な指摘となっている。

さらに、学級だけではすまない学校規模での大きな問題は、「規律指導主任、校長、外部機関として警察などと連携する必要」性が述べられている。「時間厳守、麻薬、器物破壊、窃盗、性犯罪や性的暴行」だけでなく、「喫煙、校内暴力」も校内の職員だけでなく外部組織とも連携することが強調されている。

5) 行動はいつ規律問題となるか

教師はクラスで扱わねばならない規律問題にしばしば圧倒される。

ある種の規律問題は短かなものであり学びや教授を妨げない。そんな場合は、これが授業をいつも邪魔し積極的なクラスの雰囲気壊すものとして過剰に対応してはいけない。小さな規律問題は許可なしでクラスを離れたり、グループ活動の時に過度に話をしたりクラス内で物を食べたりすることである。そのような規律問題はもしそれらが無視されたままでいれば、強力となり広がることにもなるので気づかずに続けさせるべきではない。

こうした規律問題は、長く続くと学びが侵される。このように、教師としてこれらの問題を芽のうちに摘み取る必要がある。

活動や学びを妨害する場合は、教師はすぐに介入し、問題行動を制御すべきである。例としては、活動のための教材を破壊したり、喧嘩して他の生徒を殴ったりするのが軽視できないくらいで、親を呼んだが良い場合とか、規律指導主任の介入が必要なときである。

携帯電話の使用に関しては、いくつかの学校では携帯電話のクラスでの使用を禁じているが、教室をまわって授業への注意がそれないように点検する。

クラスのルールや日程への頻繁な妨害によってクラスは経営できなくなる。授業中静かにするように、そして他の生徒の邪魔をするのをやめるように繰り返し頼み続けてはならない。また、クラス活動中に協力を拒み授

業中に外にでるといった反抗を許してはいけない。

ここでも規律問題への対応に関する、極めて実践的な指摘がある。「過剰に対応してはいけない」生徒の行動と対応すべき行動との差異に関する指摘である。「芽のうちに摘み取る」問題として、「過度に話をしたりクラス内で物を食べたりすること」「活動のための教材を破壊したり、喧嘩して他の生徒を殴ったりする」ことがあげられ、ここでも問題の初期における規律指導主任との連携が重要であることが明確に示されている。

6) 学校の直面する規律問題

シンガポール教職員組合 (Singapore Teachers' Union) による 1995 年の報告では、問題行動の上位 5 種類は、遅刻、校内での賭け事、クラスでの反抗、汚い言葉や暴言、先生への非礼であった。その他の小さな問題行動は、授業中廊下をぶらつく、ごみを散らす、廊下を走る、校内で大声で叫ぶ、不適切な髪型であり、小学校で深刻なものは、理由もなく欠席し家にもいないこと、いじめ、器物破壊、不良集団への加入、校外でけんかし迷惑をかけること等があげられている。

前期中等教育の生徒の問題では、勉強をしない、本を持ってこないで怠ける等がある。これは全ての学校で一般的に見られ、生徒にとってクラスの他の生徒に追いつけないためにしているのかもしれないし、友人を前に勉強で簡単に恥をかかないために反抗しているのかもしれない。この時期は、彼らが成長し新たな学校環境に入ったために、年上との関係とか友人関係の変化に対処できないための問題である。

先生への暴言や非礼は年齢が上がるにつれて学校外のより広い仲間集団にさらされることでより顕在化する。例えば、暴力団は集団を鼓舞するた

めに、積極的に中等教育にある生徒を勧誘する。暴力団に入りたいという興奮した気持ちになるのは、法を犯したりまだ捕まっていなかったりするスリル感を持つことによる。

暴力団に入った生徒が扱いにくいのはその忠誠心やすべてをかけて暴力団を守ろうとする意志の強さにある。このような時は規律指導主任の助けを借り、その団体についてはっきり調べるとともに、クラスへの影響を与えないようにする必要がある。

小学校の高学年では、校外で違法な賭け事をしたり、ゲームセンターに頻繁に行ったり、異性との性的問題を引き起こすことがある。

ずる休みはあらゆる問題の引き金となり、権威への反抗であり、他の生徒もずる休みして遊ぶことにもなる。遅刻の問題は家庭とともに考える問題であり、生徒が自分自身で責任を持つことを学ぶことが大切である。

性に関する問題は学校にとって扱いにくい問題であるが、性的な感情は新たに経験する関心の高いものであるだけに学校にとっても重要である。適当な助言がないと、それは妊娠とか、性犯罪とか、飲酒とか喫煙といった不健康な習慣となる。

ITに関する問題は、授業中に信用性の薄いサイトを開いたり、学校のネットワークシステムでコンピューターにウィルスを侵入させることである。

ジュニア・カレッジでの出来事であるが、ある生徒が彼のクラス仲間と先生との対決場面を録画し、ネットで流した。そのビデオで教師は生徒に課題が期限切れで不適切であり、その生徒のことを「ずるく悪賢い卑劣漢」と呼んだ後課題を引き裂いた。そのビデオは生徒の間で繰り返し見られ、教師は、手厳しい懲戒と注意を受け停職となった。教師はカウンセリングをうけ、自分のした行動の影響を理解することができた。しかし、生徒がクラスで許されていないやり方で電子機器を使う権利があるのかどうか、

プライバシーと教師の権威に対する総体的な敬意の侵害ではないかという激しい議論が起こった。

問題行動の上位5種類は、「遅刻、校内での賭け事、クラスでの反抗、汚い言葉や暴言、先生への非礼」である。特に賭け事は、日本から見ると面白い問題である。先生への暴言や非礼は、年齢が上がるにつれての問題だとしているが、ここでは対教師暴力については触れられていない点で、大きく日本と異なるものがある。また、ここにおいても暴力団の問題が明示されている点で、シンガポールの学校教育にとってこの問題が軽視できないほどのものであることが理解される。

教師の懲戒の例であるが、こうした場合日本では教師に批判が集中することが通例であるが、「プライバシーと教師の権威に対する総体的な敬意の侵害ではないかという激しい議論」が沸き起こる点で、興味深い事例となっている。

7) 規律問題の原因

①家庭に関すること

ある調査では、問題のある子どもの半分が両親のいる子どもであり、3分の1が父子家庭であった。これらの生徒は良い家庭と思われるものさえ、学校を休んだり集団乱闘に加わったりしていた。効果的な結果を得るためには親の協力が必要である。かつて生徒は親と関わり、温かさや愛情を見出すことができたが、今日は親の代わりとなるグループに加わる傾向にある。

学校での問題行動は、しばしば家族の死や、離婚や、病気や児童虐待が引き金となる。もし生徒の行動が変化したり不適切になって来た時は、児童虐待のような法的な対応を必要とするものでないかどうか、親やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーと話し合う必要がある。

②仲間に関すること

学校での規律問題は、学校と家の問題に関する悩みとともに、ギャングの扱う麻薬や暴力のそのおかしや非行を特に経験している仲間からの圧力を受けていることに起因している。1998年のStraits Timesの報告では、暴力団の仲間は12歳ほどが多く、仲間からの評判を保持するために住宅地をうろつき、よく法を破る。

そうした問題は危機的な事例にもなりがちであり、適切に取り扱うために警察などの外部司法機関との連携が必要である。

③学校に関すること

いくらかの生徒は自分の学校での動作や行動に関して学校が強く支配していると感じ、疑問なしに先生の権威や学校の仕組みに従わねばならない不満を感じている。これは危険であり自律心や判断力の欠如をもたらす。自分のアイデンティティを伸ばす環境から閉ざされ、彼らの力量不足に打ち勝とうと反抗し、葛藤を聞かせ、気づかせようとする。

④学習に関すること

怠けでもなく権威への反抗のためでもなく、授業についてゆけないために課題を期限までに出さない生徒が時々いる。学習進度の遅い子どもやいくらか個人的な指導が必要な生徒が時々間違っ問題の多い生徒だと見られる場合がある。したがって学級担任としてはなぜ生徒が期限通りに課題を出さないのか本当の理由を知る必要がある。できるだけ、どのようにしても追いつけないほど生徒の学習が遅れることを許してはならない。

⑤教師に関すること

素晴らしい授業実践のためには、役に立つ教材が準備され計画されねばならない。したがって教師は無計画のために授業が崩れることがあってはならない。これに関しては、刺激的で興味をわかせる授業を計画するとい

う意義を十分にわかっていない教師もありえるし、時間や教材が不足したり、生徒との対話に問題がある場合もありえる。教師として、それぞれの授業ではっきりと効果的に話すことができる必要があり、そうすることでクラスでの学習はもっとも充実したものとなる。意欲的でなく授業中興味が持続しない生徒は、授業中自分で気晴らしを時々工夫するが、教師はどうやっていいかわからない。

規律問題の原因としてここでは、家庭、仲間、学校、学習、教師があげられている。

「家族の死や、離婚や、病気や児童虐待」等、日本と同様の要因があげられ、「かつて生徒は親と関わり、温かさや愛情を見出すことができたが、親の代わりとなるグループに加わる傾向にある」という点でも現代的な親子関係を垣間見させるものである。まだほんの少年でしかない暴力団関係の仲間からの影響もここではあげられている。

学習の進度が遅い生徒と問題の多い生徒との違いの指摘も注意すべき問題であり、そのための適切な進度のあり方も指摘されている。教材研究の不足や、無計画性、生徒との対話不足といった教師の問題もあげられている。

8) 規律問題のサイン

重要なことは他の生徒に問題が広がることを芽のうちに摘み取ることである。初期のサインとしては行動や態度の突然の変化、つまり消極性、嘘、汚い言葉を使う、意図的な攻撃と権威への反抗、学校のきまりへの公的な無視といったものであり、こうした生徒に起きていることをしっかりと捉えることが重要である。

家庭に問題がある場合それを隠そうとすることがある。例えば虐待を家

庭で受けている場合は、クラスの中で突然静かになり、羞恥心をもち、誰かが彼の秘密を見つけるのではと恐れるため誰とも話さなくなる。こうして彼は友人と離れていき、一人になることを選択する。結局、彼は無断で休みがちになり学校外の問題からの一時の避難所となる友人たちの仲間に入る。

学業に問題のある生徒においては、無作法となり、本当は彼が学業についていけないことを他の生徒に知られないようにするためクラスのかき乱し役となる。その学習を助ける教師のあらゆる行為は、彼が友人から笑われることを恐れているので、無作法なしっぺ返しとか嫌悪となって返ってくるかもしれない。友人と学校で過ごすことを楽しみにしている生徒にとって、課題を時間内に仕上げないために休み時間も引き止めておく善意の教師は憎らしいのはまた道理ではある。そのような生徒は放課後や休み時間にできていない課題を終えるために居残ることから逃れるために嘘をつくようになりやすい。嘘を見抜くことはたやすく、生徒は時々自分達が前に言ったことを忘れて、全く気づかずに自分の作った罠に陥ったりする。 (205 頁)

ここでは、規律問題を「芽のうちに摘み取ること」の重要性が説かれ、「初期のサイン」を見逃さないこととして生徒の具体的な行動が示されている。それは、「行動や態度の突然の変化、つまり消極性、嘘、汚い言葉を使う、意図的な攻撃と権威への反抗、学校のきまりへの公的な無視」であり、早目に対応すべきである。虐待の事例における、学級における心理分析と学校外部への逃避への心理分析も注目すべきであろう。

また、学業に問題を抱える生徒の「クラスのかき乱し役」となるまでの心理過程や、「彼が友人から笑われることを恐れているので、無作法なしっぺ返し

とか嫌悪となって返ってくる」といった分析は、それに向き合う教師実践により具体的な観点を与えるものであり、「自分達が前に言ったことを忘れて、全く気づかずに自分の作った罠に陥ったりする」といったそれを見抜くための方策についても触れている点で、丁寧な教唆を与えるものである。

9) 学級での対応

規律問題への対応には、その対応が生徒や他の生徒、クラスの学びにとって良いことであるかどうかを十分考えることが鍵となる。いい加減な対応は、学校外での暴力団の暴力とか、大施設からのより高価なものを盗むといった大きな罪を引き起こす。Mrs Lim Soon Tzeによれば、教育省の規律指導の決定事項として「罰を受ける過程の中では恥をかかせるべきでなく、罰は意義があり建設的であるべき」としている。先にインターネットで取り上げられた先生の事件では、先生は教師として不適切な行動をとり、規律指導とは無縁な行為をしていた。彼女は生徒のそうした恥ずべき行動を今後どのように扱うべきなのかカウンセリングを受けた。

クラスでの規律指導は、学校の規律指導の体制では最初の段階である。初任者に対しては、次のように助言したい。

授業に集中していなかったり、教師に対する非礼、私語以外のものを使っての落ち着きのなさや、授業をよそにむけたりその進度を変えたりすることに対しては、あなた方初任者が簡単に採用できるやり方がある。口頭以外の合図は簡単に使え、授業の流れを妨げない。あなたは生徒に対して目で合図をしたり、妨害者がその行為を続けることをやめる世界中で授業を受ける誰もが理解している手による合図をするのがよい。これでだめなら、近くに寄って行って注意を向ける

ため肩をたたけばよい。

(206 頁)

これまででも妨害が続く場合、授業の進度を変えたり違ったグループを作ったり、違った種類の活動をさせたりすることも効果がある。髪型違反や、教師やクラスの仲間へのよくない行動、授業欠席や時間を守らないことなどは、授業の前とか後に個人的に生徒とカウンセリングするのもよい。

もし自分自身で生徒と話すことに抵抗がある場合は、生徒が話しやすい他の先生に助けを頼んでみたり、問題が深刻ならば、熟練した教育相談教師からの助けをもらうこともよい方法である。また保護者との連携も重要であり、このことで家庭においても教師の指導が強化されることにもなる。

いくつかの学校では教師たちがチームを組んで家庭訪問したり、学校の周辺をまわって携帯電話を使って誘惑を狙っている暴力団組員を報告したり、放課後の活動や勉強をする場所を見回ったりしている。

教師は罰や結果責任というものが生徒を見くびりけなすためのものではないということをいつも理解しなければならない。すべての結果はその中に教育的な要素をもたねばならない。つまり、それらは生徒たちが自分たちがしたことを適切に反省し、そしてその結果責任から学ぶということなのである。 (中略)

生徒はその行動がもたらした結果責任から学ばなければならない。こうしてもし結果責任が違反にたいして論理的であるならば、それは役に立つだろう。例えば、学校施設を破壊して捕まった生徒は、その破損箇所を元に戻す必要がある。このことに加えて、もし結果責任が違反者に新たな技術や学ぶ事柄を与えたなら、これは将来の違反をなくすことにつながり生徒に別の道を示しその負のエネルギーを転換す

ることになるのである。

(208 頁)

「いい加減な対応」の危険性について触れた後、「罰を受ける過程の中では恥をかかせるべきでなく、罰は意義があり建設的であるべき」という教育省の統一見解を示している。

初期対応が重要な「クラスでの規律指導」においても具体的な方法を示し、「口頭以外の合図は簡単に使え、授業の流れを妨げない」ため、「手による合図をするのがよい。これでだめなら、近くに寄って行って注意を向けるため肩をたたけばよい」といった、ここでも極めて実践的な手ほどきをしている。

またここに示されているのはこうした実践的な丁寧さのみではなく、対応は論理性を持つべきであり、「違反にたいして論理的であるならば、それは役に立つだろう」と述べる。例としては、学校施設を破壊して捕まった生徒は、「結果責任」として「その破損箇所を元に戻す必要がある」が、そうした論理的な対応によってこそ、「負のエネルギーを転換」できる今後の可能性に期待すべきことが示されている。単なる対症療法的な捉え方ではない視点がここにも表れている。

10) 学校での対応

教育省の『学校規律のためのガイドライン (2000)』(The Guidelines for School Discipline: 2000) では、全教師による、生徒の規律に関する計画と、実践、観察といった規律指導の学校全体での取り組みを示している。これは学校がその必要性から採用し、修正すべき研究成果を示したものである。配属された学校でこれについてさらに多くを理解する必要がある。

規律指導の学校全体での取り組みの中で、全ての教師が、生徒が規律の価値をより深く理解してゆくのを助けることが重要である。学校には規律委員

会があり、そのなかでは次のような4つの分野を支援する経営構造がある。

1、計画 2、経営構造と研究の発展 3、実践と経営 4、観察と復習
規律委員会の構成は、典型的には校長、副校長、規律指導主任、オペレーションズマネージャー、パストラル ケア コーディネーターであり、学校における規律指導の手順を作り上げ再検討する責任がある。

11) 規律問題への対処

規律問題への対処は小学校と中等学校とでは名称が違っている。

小学校では、the Conflict Management Programme であり、口論やいさかきを解決するためにある。中等学校では、the Peer Mediation Programme であり、これは多くの問題をそれが表面化する前に低減するためのものである。

生徒が問題に直面したら教師は進んで最初のカウンセラーとなるべきである。しかしそれがうまくいかない時は、規律委員会の教育相談の教師にゆだねるべきである。そしてそれがまだうまくいかない時は、規律指導の主任が入り、もし必要ならその生徒の保護者に校長や副校長が知らせて解決の方向を探る。外部機関としては、例えば警察とか福祉関係が特に必要とされる場合もある。違反をした生徒は、将来の参考のために記録され、その日の終わりには規律指導主任に渡される。それが深刻な場合には教育省にも報告される。

①個人的支援とガイダンス委員会 (pastoral care and guidance committee)

これは規律委員会と連携して活動し、委員長は普通規律指導主任が行う。学習上の困難や、その他社会的、情緒的、行動的な問題を抱えた生徒のために、カウンセリングなどのその生徒に応じた対応をする。

②学校風紀委員制 (school prefect system)

風紀委員は、カウンセリングだけでなく友人としての支援をすることによって教育相談担当教師を助けるものである。風紀委員会は、顕著な価値ある行為をした生徒に、例えばカードやノートを生徒やその保護者に贈ることによって教師とともに責任を持って生徒に積極的な強化を与える。ステッカーなどは、生徒の自己肯定感を高めるためのものであり、特に年少の子どもとか規律を学ぶ手助けのための刺激が必要な学習の遅れた子どもとかに役立つものである。このようにして努めてこれらの生徒の良い習慣を模範とすることによって他の生徒の意欲を高めることができる。

12) Conflict Management Programme (CMP)

CMP はコンフリクトマネージャーとして、友人がいさかいを解決するのを助ける生徒を訓練する小学校の実践である。これは学校や警察や裁判所といった介入が必要な行為になる前に、生徒たちによって規律問題を解決しようとするものである。仲裁をすることで、意見の対立を乗り越えいさかいを自分たちで解決することを目指している。

ある小学校の風紀委員は、二人で仲間の子どもの問題为解决するために活動し、解決した場合は双方で仲直りを確認したカードを作っている。

ここでは教育省が示したガイドラインによって、「全教師による、生徒の規律に関する計画と、実践、観察といった規律指導の学校全体での取り組み」をすべきことが明確に示されている。ここでは全ての教師が「生徒が規律の価値をより深く理解してゆくのを助けることが重要」であり、教育省の規律指導への積極的な姿勢を明らかにしている。規律問題への対処についても日本でありがちな理念的、抽象的なものではなく、「学校における規律指導の手順」を具体的に示したもので、学級担任→教育相談担当教師→規律指導主任→副校長・校長といったラインが制度的に整備され、組織的、継続的に指導されていることが当然の前提となっている。

the Conflict Management Programme や中等学校での the Peer Mediation Programme の試みは、子どもたちによって規律問題を解決しようとするものであり、学校風紀委員とともに協力して学校の生活改善に役立っている。学校風紀委員制による、「積極的な強化」は、「年少の子どもとか規律を学ぶ手助けのための刺激が必要な学習の遅れた子ども」に有効であり、積極的に推進すべきであろう。

13) 対応への妨害

①保護者の反抗

教師として困難な問題として両親との連携がある。その原因は、毎日の生活の中で学校教育を軽視していたり、夫婦間の問題まで多様である。学校で子どもが叱られることに無頓着な親がいたり、そのくせ与えられた罰の仕方や種類に文句を言ったりする。学級での仕事や活動に両親を巻き込むことは最も優れたやり方である。

②友人の悪影響

友人の悪影響は非常に強力であり、学校で無視することはできない。シンガポールドルで 10 ドルから 50 ドルのサッカーでの賭け事に絡む組織に生徒がいたケースもあり、組織との密接なつながりがあった。仲間によって喫煙や盗みとかいった悪習が刺激される。

初任教師にとって、既にクラスで徒党を組んで、先生によってグループを作られ自分でクラスの仲間を選択できないグループ学習のような学級活動の妨げとなる生徒達とともに仕事をするのは難しいものがある。また、一旦生徒達が徒党を組むと、先生やクラスの自分たち以外の生徒や学校への彼らの見方は仲間内での見方によって染まってし

まう。これは彼らと一緒に仕事をしようとする先生の努力を殺ぐものとなり、彼らは消極的になりむしろ積極的に先生を問題の根源と見るようになる。(214-215 頁)

③不意のクラス崩壊

たった一人の乱暴な生徒によってクラス全体が混乱することもある。どんなに予め崩壊を食い止めるための準備をしていたとしても、生徒達はあなたに不意打ちをくわせ動転させるかもしれない。クラス全体の生徒が最初から言うことをきいてくれているうちに問題のある生徒をどうにかしなければならぬというのが、真剣な課題である。その場合はクラスで問題が広がらない前に彼の行為を止めておく効果的なやり方が必要である。同時に、乱暴な生徒による影響でそれ以外の生徒が不利にならないように授業目標が守られるよう確かめる必要がある。(215 頁)

ここでは、規律指導を妨害する要因をあげている。

「学校で子どもが叱られることに無頓着」だが、そのくせ「与えられた罰の仕方や種類に文句」ばかりいう親というのは、その程度は比較できないが今日の日本でも大きく取り上げられるようになってきた。したがって、日常的な実践において「両親を巻き込むことは最も優れたやり方」である。

友人の影響については、ここでもサッカーくじに絡んだ賭け事の例があげられている。また、クラスの徒党を組む問題のグループについてもここでは具体的に分析され、そうしたグループは「先生やクラスの自分たち以外の生徒や学校への彼らの見方は仲間内での見方によって染まって」クラスを自分たちに都合のよい方向に持ってゆこうとし、「むしろ積極的に先生を問題の根源と見るようになる」傾向があることも指摘している。

「たった一人の乱暴な生徒」や「不意打ちをくわせ動転させる」生徒たちに對してもあらかじめ心構えをして真剣な早期の対応が必要であり、特に留意点として「クラス全体の生徒が最初から言うことをきいてくれているうちに」すべきであることが具体的に示されている。

14) 初任者のためのいくつかのガイダンス

ここでは初任者のために、困難な場に置かれたときの心得として、落ち着いていることの重要性を述べ、問題のある生徒への、対応として簡単な対策と技術として6点述べている。

まず、第一にあらゆる困難な場面において、いつも冷静であるということをおぼえておかなければならない。敗北を認めたり、怒りで相手を踏みつけるような誘惑に負けてはいけぬ。これは、生徒から受けるであろう尊敬を少なくすることにもなるし、それは確実に問題行動をした生徒に優位な立場をもたらすだろう。ある反応をする前に十数えるという古来からの秘訣を試みよう。行動する前に考えよう。あらゆる場のあなたの行為は生徒達に長い間影響力を持つだろう。

第二に、生徒を逃げ場のない所に追い込んではいけぬ。このことによってあなたは簡単に敗者となる勝ち目のない場所に位置する事になるだろう。いつもうまく行く場面を考え心の中でこの目標に向けて解決法を見いだしてゆくのである。例えば、もしある生徒が授業の中で挑戦的であるときその挑戦を受けてたててはいけぬ。その代わりに、授業の後で個人的に扱いなせ彼が他の生徒の前で挑戦的であったのかを見いだすという目標を持った方がよい。このようにすると、誰もばつが悪いとは思わぬし、そのクラスもあなたが簡単に脅そうとする

タイプの人間ではない事が分かるだろう。

三番目に、教え方において柔軟になる必要がある。時々、あるクラスで授業を行うやり方が他のクラスではひどいものとなる場合もある。生徒はそのクラスの雰囲気ですら普通揺れ動くものであり、先生に対して反抗的なリーダーにつきがちである。生徒達がどんな学習者なのかを知り、授業計画の中でこれに応じるのである。このようにして、あなたは授業中の良くない行為を避け、生徒を説得することができる。

四番目に、生徒の個人的な事柄に巻き込まれてはいけない。もしカウンセリングのセッションが親密しすぎて、生徒の個人的な生活を話題が巻きこんでしまうならばすぐ助けを呼んだ方がいい。あなたが彼らにとって先生以上のものになることに興味を示していると信じさせる危険性を犯してはならない。このことであなたは苦境に立つことになり十分意義のある行為をひとつの個人的な愛情として間違っただけで生徒に解釈させることになる。

五番目に、あなたの学校の経験を積んだ先生から学ぶことである。助言を聞き、どのようにして他の先生方が困難な生徒を扱うかを観察し疑問が起きたら行動する前にいつも尋ねることである。あなたはいつも学校の規律指導について最新の情報を保持する必要がある。(中略)

最後に、いつも生徒を扱うときは誠実で真面目で公平であれということである。あなたは彼らの役割モデルであり、あなたの行為は言葉以上に大きなものであると確認する必要がある。あなたを生徒が尊敬し言うことに従って欲しいなら、あなたが彼らにして欲しい行動を示すことによってクラスにそれをもたらすことである。(215-217頁)

15) まとめのことば

罰については、それが意味があり、違反の程度にあったものであり、役割として愛と配慮によってなされるということであることをいつも確認する必要がある。

第1では『いつも冷静である』ということの重要性を述べている。なぜなら、「敗北を認めたり、怒りで相手を踏みにじるような誘惑に負け」てしまえば、「生徒から受けるであろう尊敬」を失い、さらには「問題行動をした生徒に優位な立場をもたらす」ことになるからである。また、こうした失敗を避けるために、「反応をする前に十数えるという古来からの秘訣」という、極めて具体的かつ実践的な秘訣を助言している。

第2は、「生徒を逃げ場のない所に追い込んで」いけないことが述べられる。集団の前で大声で叱るのではなく、そうした場をできるだけ避けてその生徒に応じた対策を立てることは、クラスの信頼感を得ることにもなることを説いている。

第3は、「教え方において柔軟になる」必要性について述べている。クラスの雰囲気によって、生徒は動くものであり、「あるクラスで授業を行うやり方がしかし他のクラスではひどいものとなる場合」もある。なぜなら「生徒はそのクラスの雰囲気ですら普通揺れ動くもので」あり、「先生に対して反抗的なリーダーにつきがち」な面もあるからである。個別の学級における生徒の実態がどういものであるかを知りそれに応じた対応の必要性を説いている。「反抗的なリーダー」という問題のある学級にありがちな生徒の実態を取り上げている点でリアリティーのある指摘となっている。

第4はカウンセリングに関わるものであり、「生徒の個人的な事柄に巻き込まれては」いけないことが述べられる。教師が「彼らにとって先生以上のものになることに興味を示していると信じさせる危険性」を犯すことは、「苦境に

立つことになり」教師の「行為を間違っって生徒に解釈させる」ことになるからである。

極めて示唆に富む分析であり、日本の生徒指導の資料にはこれまでにはあまり見ることのできなかつた指摘である。しかしこのことは、今日やっ取り上げられるようになってきた「抱え込み指導」というこれまで陥りがちだった問題を背景においてみる時、軽視できない重要性を帯びている¹⁰⁾。

第5は、学校の経験を積んだ先生から学ぶことと指導体制理解の重要性である。各学校は、「規律に関して全校的な指導体制」をとっており、シンガポールでは、まず「先生は最初に規律指導」を行うが、もしそれが機能しないときは「規律委員会が開かれ」教育相談の先生、規律指導の主任、生徒指導のコーディネーターが加わり、必要ならば教頭、校長も加わる。ここでは少なくとも、個々の教師による指導、規律委員会による指導、教頭や校長も加わった指導といった3段階から4段階の段階的な規律の規定が設けられていることが分かる。そうした同僚との協力体制そして観察や相談を通じて教師としての成長があることが述べられている。ベテラン教師の指導の観察や助言を成長の糧とする点では日本の方法と重なるが、教育省による『学校規律のためのガイドライン(2000)』に示されているように、規律の規定によって組織的継続的な指導体制が制度的にも確立されている点で大いに学ぶべきものがある。

最後は、当然ながら教師は「いつも生徒を扱うときは誠実で真面目で公平であれ」ということであり、「彼らの役割モデル」として期待されていることが説かれている。

おわりに

規律指導について論じた本章を紹介し検討してきたが、資源のない都市国家による「目的養成」のための教育重視政策の中で、実習期間の長さもあって、極めて学級や学校における実践を意識したものとなっている。

教育行政をはじめとする組織的・継続的な規律問題への取り組みの重要性の明確な指摘とともに、言語圏を同じくする英米の理論と実践を取り入れ、クラスを中心とした実践上のより具体的な問題に関わる心理分析と方策のもとで、カウンセリングと規律指導の両立と連携をはかる点で注目すべき資料となっている。わが国においては、規律指導を対症的にのみこれまで捉えがちであり、特に義務教育において組織的・継続的な指導がなされてきたとはいいがたいだけに、規律指導論の再構築の問題と絡んで今後の参考となろう。

教員養成での「中核的な問題」としては、今後「教職指導」と「教育実習」の在り方の改善・充実が大きな課題であることを初めに述べたが、実践を強く意識した本資料の内容と方法は今後のあり方への参考資料となろう。またさらには、教員養成のみならず、初任者研修や現職研修の資料としても貴重な参考資料となることと思われる。

本稿では資料の紹介が中心となったが、今後は教員養成、さらには初任者研修や現職研修の場で本資料がどのようにより具体的に上げられているか、調査・研究が必要であろう。今後の課題としたい。

近年、規律指導に絡む初任者教師の苦悩や一般教師の疾病が顕在化している。教員養成のみならず初任者研修や現職研修の今後のためにも、我が国におけるさらに実践的な課題を意識した教材開発が求められている。

注

- 1、藤田英典『教育改革のゆくえ：格差社会か共生社会か』岩波ブックレット No. 688、岩波書店、2006、59-62頁。
- 2、池田光裕「シンガポールの教員養成」日本教育大学協会『世界の教員養成 I アジア編』学文社、2005、163頁。
- 3、坂本昭「教員養成の課題と改善方策—2つの原則に立って—」『福岡大学研究部論集 A：人文科学編』Vol.7 No. 3、2007、16-18頁。

- 4、前掲 坂本昭「教員養成の課題と改善方策—2つの原則に立って—」『福岡大学研究部論集 A：人文科学編』Vol.7 No. 3、2007、9-32 頁。
- 5、大久保正廣『規律指導の再構築』権歌書房、2008。
- 6、前掲 池田光裕「シンガポールの教員養成」日本教育大学協会『世界の教員養成 I アジア編』学文社、2005、151 頁。
- 7、National Institute of Education, General information 2007-2008, http://www.NIE.edu.sg/itt_hb/web/2007/gi07/ (2007/12/12).
- 8、Bachelor of Arts (Education) / Bachelor of Science (Education) 2006-2007, http://www.nie.edu.sg/itt_hb/web/2006/babsc06/index.html (2007/12/12).
- 9、Myint Swe Kheine et al., *Classroom Management* Peason Education South Asia:Singapore,2005.
- 10、前掲 大久保正廣『規律指導の再構築』権歌書房、2008、133 頁、注 46 参照。